課　長	係　長	検算者	担当者

設 計 図 書 （当初）

令和　８年度

公共下水道ストックマネジメント管路施設調査業務委託

表－１に示す設計図書は、佐野市業務委託契約書第１条第１項に定める設計図書である。

表－１　設計図書内訳

表　　紙	設　　計　　書	位　　置　　図	委託費内訳表	特記仕様書	図　　面
Ｐ１	Ｐ２	Ｐ３	Ｐ４～Ｐ１６	Ｐ１７～Ｐ２６	Ｐ２７～Ｐ５３

参考資料

表－２に示す参考資料は、佐野市業務委託契約書第１条第１項に定める設計図書ではない。

表－２　参考資料内訳

数量計算書	そ　　の　　他	
Ｐ５４～Ｐ５９	Ｐ６０	

設　計　書

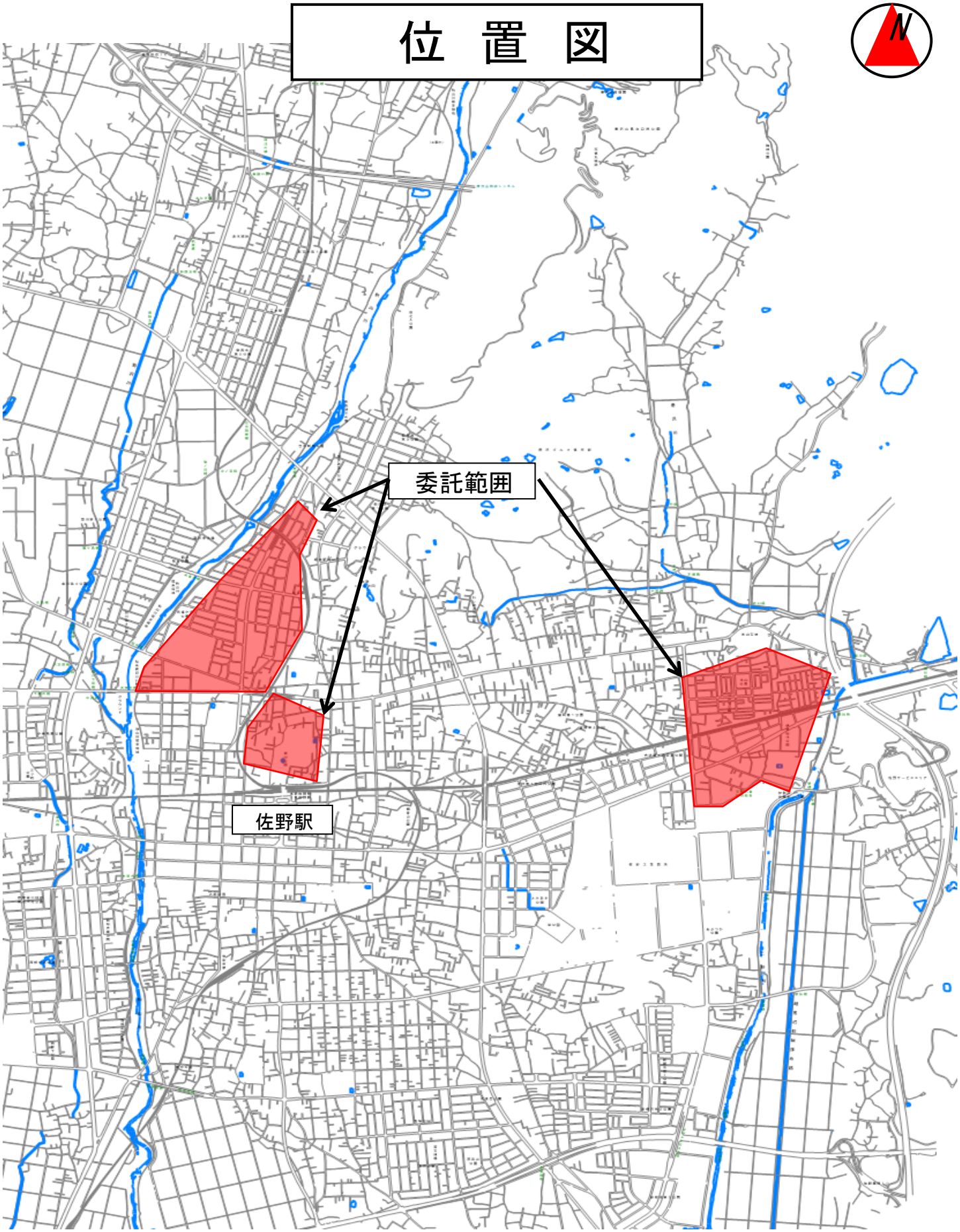
市　長	副市長	局長	課　長	係　長	検算者	設計者

令和8年度	委託名	公共下水道ストックマネジメント管路施設調査業務委託	履行期間	令和9年2月26日　まで
作成　令和8年10月	履行場所	佐野市　　堀米町外	設計者名	

設計理由			
委託の種別および概要			
	TVカメラ調査工　φ200～φ700	2485.2	m
	マンホール調査工	107	基
	管渠内清掃工　φ200～φ700	2485.2	m
	報告書作成	1	式

佐　野　市

位　置　図



＊調査業務委託費＊　　内訳表

費目・工種・施行名称など	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
＊＊調査業務＊＊					X1000
下水道維持管理		1式			
管路施設調査工		1式			
TVカメラ調査工		1式			
本管TVカメラ調査	2,485.2	m			G0001　0
管渠内清掃工		1式			
管きょ内洗浄工	2,485.2	m			G0002　0
マンホール目視調査工		1式			
マンホール目視調査	107	基			G0005　0

＊調査業務委託費＊　　内訳表

費目・工種・施行名称など	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
報告書作成工		1式			
報告書作成工 TVカメラ調査（本管） φ200～φ700	2,485.2	m			G0003　0
報告書作成工 マンホール目視調査	107	基			G0006　0
仮設工		1式			
交通誘導警備員の計上 交通誘導警備員B	1	式			S0914　0 A=17,B=2,C=2

＊調査業務委託費＊　　内訳表

費目・工種・施行名称など	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
＊＊直接作業費＊＊		1式			
共通仮設費（率分）		1式			
共通仮設費（積上） マンホール換気工	4	日			G0007
＊＊共通仮設費計＊＊		1式			
＊＊純作業費＊＊		1式			
現場管理費		1式			
＊＊作業原価＊＊		1式			
一般管理費		1式			
＊＊作業価格＊＊		1式			

＊調査業務委託費＊　　内訳表

費目・工種・施行名称など	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
＊＊調査業務＊＊					X1000
下水道維持管理		1式			
管渠内清掃工		1式			
土砂処分工		1式			
揚泥車運転工（４ｔ使用）	2	m3			G0004　0
処分費 その他 グループコード内には使用しないこと。	2	m3			

＊調査業務委託費＊　　内訳表

費目・工種・施行名称など	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
＊＊直接作業費＊＊		1式			
共通仮設費（率分）		1式			
＊＊共通仮設費計＊＊		1式			
＊＊純作業費＊＊		1式			
現場管理費		1式			
＊＊作業原価＊＊		1式			
一般管理費		1式			
＊＊作業価格＊＊		1式			

＊調査業務委託費＊　　内訳表

費目・工種・施行名称など	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
＊＊作業価格計＊＊		1式			
消費税・地方消費税価格		1式			
＊＊請負業務費＊＊		1式			

数量総括表（設計書）

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規　格	単　位	数量（前回）	数量（今回）	摘　　要
本管TVカメラ調査工					G0001
管路調査技師	測量技師	人			RA730
管路調査助手	測量技師補	人			RA735
管路調査作業員	普通作業員	人			RA010
本管TVカメラ調査工	95.5kw　2t	日			V0100
小計		m		280	
計		m		1	

数量総括表（設計書）

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規　格	単　位	数量（前回）	数量（今回）	摘　　要
管きょ内洗浄工					G0002
清掃技師	土木一般世話役	人			RA125
清掃作業員	特殊作業員	人			RA005
高圧洗浄車運転工	147kw　4t	日			V0200
給水車運転工	132kw　4t	日			V0300
小計		m		700	
計		m		1	

数量総括表（設計書）

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規　格	単　位	数量（前回）	数量（今回）	摘　　要
報告書作成工	本管TVカメラ調査				G0003
管理技師	測量主任技師	人			RA727
管路調査技師	測量技師	人			RA732
管路調査助手	測量技師補	人			RA737
小計		m		560	
計		m		1	

数量総括表（設計書）

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規　格	単　位	数量（前回）	数量（今回）	摘　　要
揚泥車運転工	4t				G0004
揚泥車運転工	4t	時間			V0400
計		ｍ３		1	

数量総括表（設計書）

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規　格	単　位	数量（前回）	数量（今回）	摘　　要
マンホール目視調査工					G0005
管路調査技師	測量技師	人			RA730
管路調査助手	測量技師補	人			RA735
管路調査作業員		人			RA010
ライトバン運転工	1500cc	日			V0500
小計		箇所		30	
計		箇所		1	

数量総括表（設計書）

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規　格	単　位	数量（前回）	数量（今回）	摘　　要
報告書作成工	マンホール目視調査工				G0006
管理技師	測量主任技師	人			RA727
管路調査技師	測量技師	人			RA732
管路調査助手	測量技師補	人			RA737
小計		箇所		60	
計		箇所		1	

数量総括表（設計書）

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規　格	単　位	数量（前回）	数量（今回）	摘　　要
マンホール換気工					G0007
発動発電機運転工	5kVA 6.3kw G	日			V0600
送風機損料	軸流式　風量50/60m3/min	日			W0001
諸雑費		%			#0001
計		日		1	

公共下水道ストックマネジメント管路施設調査業務委託

特記仕様書

１．本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。

２．本業務の履行期間は、契約締結日から　令和９年２月２６日までとする。

３．本業務により発生した土砂等は産業廃棄物として取扱い、適正に処分するとともに、マニュフェストを提出すること。

なお、当初設計では、処分地は最寄りである

佐野市西浦町 570-1　(株)ダイセキ　平均運搬距離Ｌ＝3.9ｋｍ

としているが、監督職員との協議により変更できるものとする。ただし、原則として運搬距離等の変更はしないものとする。

※事前にサンプルを１地区につき１箇所、(株)ダイセキに約 500ｇ程度提出し受入れ可能か確認を受けること。サンプル採取については(株)ダイセキと協議すること。

４．本業務における土砂等の設計処分量は推定値であるので、実績値により変更できるものとする。

５．清掃・調査作業計画書の作成にあたっては、（公社）日本下水道管路管理業協会が資格認定している「下水道管路管理総合技士」若しくは「下水道管路管理主任技士」の資格所有者を従事させること。

６．調査工の業務実施にあたっては、（公社）日本下水道管路管理業協会が資格認定している「下水道管路管理専門技士（調査部門)」の資格所有者を従事させること。

７．本仕様書に記載が無い事項については、管路施設清掃・調査工標準仕様書を遵守すること。また、調査結果の報告書については、（公社）日本下水道協会発行の「下水道管理施設の点検・調査マニュアル(案)」に基づいて作成すること。

８．本業務の成果を診断等に用いることを十分に理解し、画像や記録に不備がないように業務を遂行すること。

９．点検・調査の項目及び判定基準は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道維持管理指針　実務編　２０１４年版」によるものとする。

１０．本委託における交通整理員については、警備業者の作業員で交通整理、作業車の誘導等の作業に従事するものとし、配置場所については監督職員と協議する。なお、警察等の協議により変更が生じた場合は別途協議する。交通整理員は延べ 34 人を見込んでいる。

１１．その他、本業務について疑義が生じた場合には、監督職員と協議し、その指示に従うものとする。

管路施設清掃・点検・調査工標準仕様書

第１章　総　則

１．　適用範囲

（１）　本仕様書は佐野市（以下、当市という。）が管理する下水道管路施設内の清掃、点検及び調査工に適用する。

（２）　図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。

（３）　本仕様書、特記仕様書及び図面（以下、設計図書という。）に疑義が生じた場合は、当市と受注者との協議により決定する。

２．　用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　指示とは、当市の発議により、監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

（２）　承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。

（３）　協議とは、監督者と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

３．　法令等の遵守

（１）　受注者は、清掃、点検及び調査作業（以下、作業という。）を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

① 労働基準法（昭和２２年法律第４９号）及び同法関連法規
② 労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）及び同法関連法規
③ 消防法（昭和２３年法律第１８６号）及び同法関連法規
④ 緊急失業対策法（昭和２４年法律第８９号）及び同法関連法規
⑤ 建設業法（昭和２４年法律第１００号）及び同法関連法規
⑥ 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）及び同法関連法規
⑦ 港湾法（昭和２５年法律第２１８号）及び同法関連法規
⑧ 毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）及び同法関連法規
⑨ 道路法（昭和２７年法律第１８０号）及び同法関連法規
⑩ 下水道法（昭和３３年法律第７９号）及び同法関連法規
⑪ 中小企業退職金共済法（昭和３４年法律第１６０号）及び同法関連法規
⑫ 道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）及び同法関連法規
⑬ 河川法（昭和３９年法律第１６７号）及び同法関連法規
⑭ 電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）及び同法関連法規
⑮ 環境基本法（平成５年法律第９１号）及び同法関連法規
⑯ 騒音規制法（昭和４３年法律第９８号）及び同法関連法規
⑰ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４３年法律第９８号）及び同法関連法規
⑱ 水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）及び同法関連法規

⑲ 酸素欠乏症等防止規則　（昭和４３年法律第９８号）及び同法関連法規
⑳ 労働安全衛生法　（昭和４３年法律第９８号）及び同法関連法規
㉑ 振動規制法　（昭和５１年法律第６４号）及び同法関連法規

（２） 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行なうこと。
なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行なうこと。

（３） 適用を受ける諸法令は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

４． 提出書類

（１） 受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、作業に着手すること。
① 業務実施計画書
② 業務責任者選任通知書
③ 工程表
④ 職務分担表
⑤ 緊急連絡届
⑥ 清掃・点検・調査作業計画書
⑦ 酸素欠乏危険作業主任者届
（酸素欠乏作業主任技術者技能講習修了書（第２種）の写しを添付のこと）

（２） 提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は、ただちに変更届を提出すること。

（３） 受注者は、作業が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。
① 委託業務完了報告書
② 出来高調書
③ 作業記録写真（第１章「11. 記録写真」による。）
④ 完了図書（報告書）一式
⑤ 請求書

（４） 前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

５． 官公署への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の規制等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

６． 現場体制

（１） 受注者は、契約締結後、すみやかに業務責任者、並びに清掃、点検及び調査の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。

（２） 管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。

（３） 受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。

（４） 受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

７．　下請負人の届出

（１） 受注者は、作業の一部を下請負させる場合は、着手に先立ち、下請負人使用状況届により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について、届け出ること。作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様である。

（２） 作業の実施にあたって、著しく不適当であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。この場合は、受注者は、ただちに必要な措置を講じること。

８．　地先住民等との協調

（１） 受注者は、作業を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。

（２） 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。

（３） 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等からの報酬、または手数料を受け取ってはならない。

なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。

（４） 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

９．　損害賠償及び補償

（１） 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに現状復旧すること。

（２） 受注者は、作業にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

１０．　工程管理

（１）受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。

（２）予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、作業の円滑な進行を図ること。

（３）受注者は、毎月末、所定の様式により、作業の進捗状況を監督員に報告すること。

（４）日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日、休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、作業時間等について、監督員の承諾を得ること。

１１．　記録写真

受注者は、次の各項に従って、記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督員に提出すること。

（１） 管渠内から、作業前後の状況を、同一方向で撮影すること。

ただし、管渠内からの撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うこと。

（２） 人力または機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。

（３） 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。

（４） 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。

（５） 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさについては監督員と協議すること。

（６） 撮影は、点検・調査箇所 10 箇所程度に対して、1 箇所の保安施設の状況、テレビカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況のほか、監督員が指定する内容について行うこと。

第2章　安 全 管 理

１．　一般事項

（１） 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

（２） 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。

（３） 事故防止を図るため、安全管理については、作業計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

２．　安全教育

（１） 受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。

（２） 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

３．　労働災害防止

（１） 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

（２） マンホール、管渠などに出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が指示を求めた場合は、その指示に従うこと。

（３） 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。

（４） 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

４．　公衆災害防止

（１） 作業中は、常時作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。

（２） 作業現場には、下水道管路内調査工と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。

（３） 作業区域内には、交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。

（４） 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

（５） 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

５．　その他

（１） 受注者は、作業にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。

（2） 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。

（3） 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに当市に届け出ること。

第3章　清　掃　工

1．　一般事項

（1） 受注者は、清掃作業計画書に作業箇所、作業順序を定め、事前に監督員に報告した上で、作業に着手すること。

（2） 作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。

（3） 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。
ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。

（4） 受注者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

（5） 受注者が監督員の指示に反して、作業を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。

（6） 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。

（7） 作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

2．　清掃工

（1） 作業時間、作業範囲等
作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守して、実施すること。

（2） 土砂等の流下防止
作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受注者の責任で取り除くこと。

（3） 土砂等の積込み、運搬
1）受注者は、作業にあたって、十分な運搬車両を配置すること。
2）運搬車両は、事前に当市に届け出を行うこと。
3）運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散、並びに臭気の漏洩のおそれのない構造の車両とすること。
4）積込みにあたっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。
5）土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中で漏落しないような措置を講ずること。
6）土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。

（4） 機械による清掃作業
1）高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により管渠を損傷することのないよう、吐出圧に留意すること。

2）高圧洗浄車に使用する洗浄水は、佐野市水処理センターにて処理水を支給するので、受注者は給水車にてくみ上げ、運搬し使用すること。

第4章　点　検　・　調　査　工

1．　一般事項

（1）　受注者は、点検・調査計画書に点検・調査箇所、点検・調査順序等を定め、事前に監督員に報告した上で、調査に着手すること。

（2）　点検・調査にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないように十分留意すること。

（3）　点検・調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。
ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。

（4）　受注者は、点検・調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

（5）　受注者が監督員の指示に反して、点検・調査を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、点検・調査の一時中止を命ずることがある。

（6）　点検・調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、点検・調査終了の都度、洗浄・清掃すること。

（7）　点検・調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

2．　点検・調査工

（1）　点検・調査計画書

受注者は調査にあたり、事前に次の事項を記載した点検・調査計画書を提出すること。

① 点検・調査概要
② 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
③ 点検・調査計画（テレビカメラ装置等使用機器、調査方法、実施工程表等）
④ 安全計画（保安対策、交通規制、管渠内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）
⑤ その他（監督員の指示する事項）

（2）　点検・調査機材

点検・調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

（3）　点検・調査時間

点検・調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

（4）　テレビカメラによる調査

1）調査にあたっては、あらかじめ当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。

2）本管の調査は、原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。

3）本管の調査にあたっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口等に十分注意しながら、全区間撮影（カラー）し、ＤＶＤ等に収録する。また異常箇所、取付管口等の必要箇所については、側視撮影（カラー）し、鮮明な画像をＤＶＤ等に収録すること。

4）本管及び取付管部の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測

定すること。また、ＤＶＤ等とは別にモニターから写真撮影（カラー）を行うものとする。
これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督員と協議し、承諾を得なければならない。

５）調査区間内のマンホール調査項目は、内径 800mm 未満の目視調査内容による。

（５） 目視による調査

１）内径 800mm 以上

調査する場合は、本管内に調査員が入り、管路の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突出し、油脂の付着、木の根の浸入、侵入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、コンクリートの腐食、ステップの腐食及び欠損本数、蓋の摩耗度、蓋のがたつきの有無、副管の状況等の不良個所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。本管内の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。

写真は調査年月日、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。
なお、調査内容はテレビカメラによる調査に準ずるものとする。

２）内径 800mm 未満

調査する場合は、マンホール内に調査員が入り、十分な照明のもとに土砂等の堆積状況、管渠の布設状況、侵入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、ステップ及びコンクリートの腐食、ステップの欠損本数、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋違いの有無等のマンホール内の不良個所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

写真は、調査年月日、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。

（６）目視による点検（管口テレビカメラによる点検を含む）

管路施設の大部分は、地下構造物であり、地上での点検は、その項目が限られるが、面的に広い範囲にわたっており、それを効率的に行うには、計画的に実施する必要がある。点検項目及び点検内容は表－管路施設の点検項目による。

写真撮影（カラー）は、点検年月日、点検場所等を明記した黒板を入れて行う。撮影箇所、撮影頻度については、監督員と協議すること。

（７）異常時の処置

点検・調査の続行が困難になった場合は、ただちに監督員に報告し、指示を受けること。
この場合においても、上流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。
監督職員の指示により清掃を行った場合、発生した土砂等は監督職員と協議し、適正に処分すること。清掃費等については別途協議する。

３． 報告書

（１） 調査結果は報告書を作成し、提出すること。

（２） 調査結果をＤＶＤ等に収録する場合は、一般用ＤＶＤ等に収録すること。なお、提出するＤＶＤ等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径並びに距離等を表示すること。

（３） 提出する成果品は次のとおりとする。

① 報告書
② 不良箇所写真帳
③ ＤＶＤ等（テレビカメラ調査の場合）
④ その他監督員の指示するもの

表－管路施設の点検項目

点　検　項　目		点　検　内　容
地上部の状況	道路面の状況	亀裂、沈下、陥没、隆起の有無
		溢水の有無
		周辺状況等の確認
	マンホール蓋の状況	外観の確認（クラック・破損・腐食等の有無）
		がたつき、表面摩耗、蓋・枠間の段差の有無
マンホール内部の状況	流下及び堆積の状況	滞水の有無
		流下阻害物の有無 （土砂、モルタル、油脂、木根、不法投棄物等）
		インバートの形状確認、洗堀・破損の有無
		副管の閉塞・破損の有無
	損傷の状況	足掛金物の数確認、腐食・がたつきの有無
		ブロックの破損、クラック、腐食、ずれ、目地不良の有無
		側壁及び床版の破損、クラック、腐食の有無
		本管及び取付管の管口不良の有無
		不同沈下の有無
	不明水の状況	地下水の侵入の有無
本管内部の状況	流下及び堆積の状況	滞水の有無
		流下阻害物の有無 （土砂、モルタル、油脂、木根、不法投棄物等）
		たるみ、蛇行、閉塞の有無
	損傷の状況	破損の有無
		継手不良の有無
		取付管の突き出しの有無
その他		悪質下水の流入の有無
		有害ガス、臭気の発生の有無

第5章　そ　の　他

1．　作業の完了

作業を終了し、所定の書類が提出された後、当市検査員の検査をもって完了とする。

2．　検査

（1）　受注者は、中間検査及び完了検査に立会うこと。

（2）　受注者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を、検査員の指示に従い、提出すること。

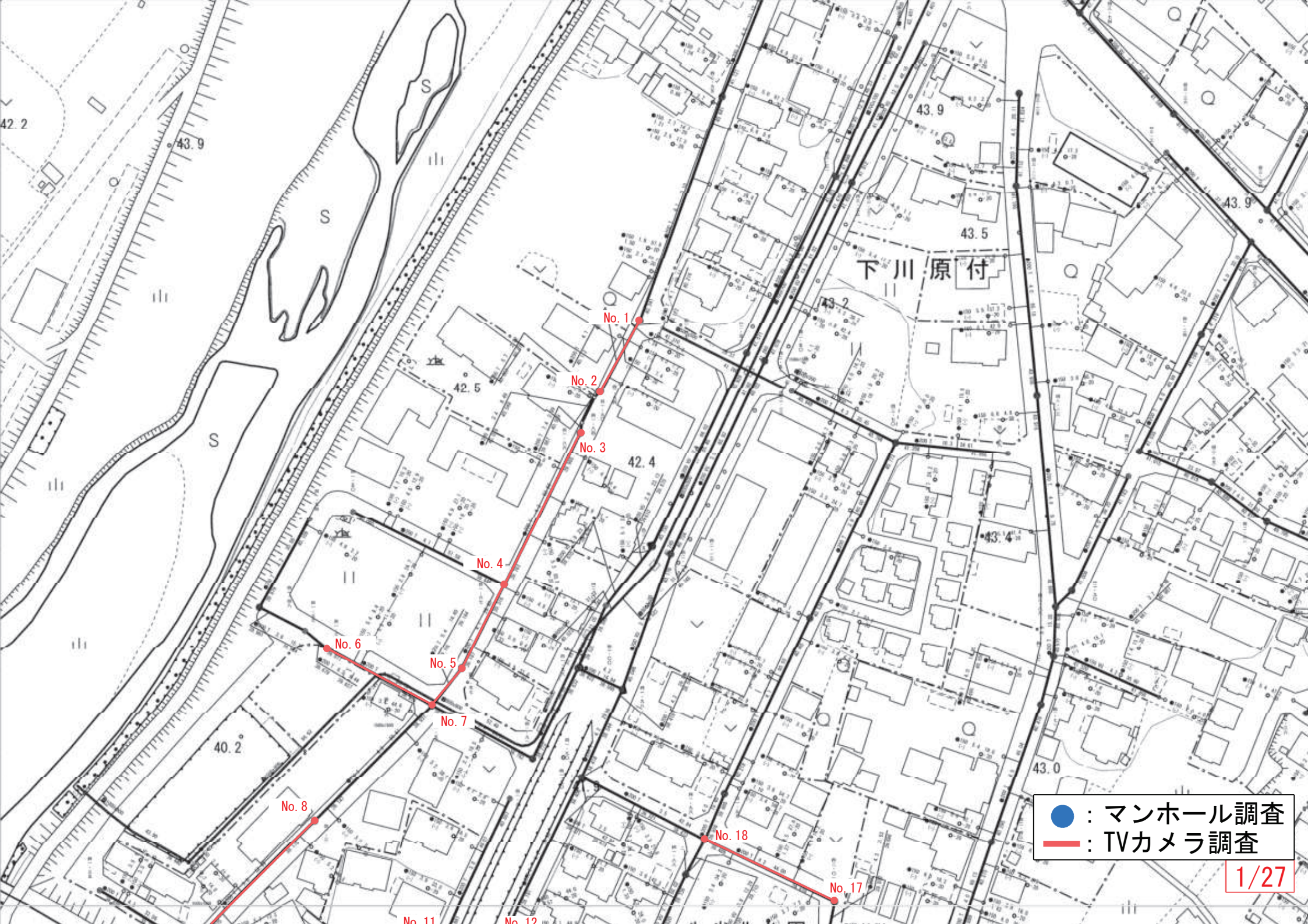
（3）　業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は、速やかに当該業務の修正を行うこと。

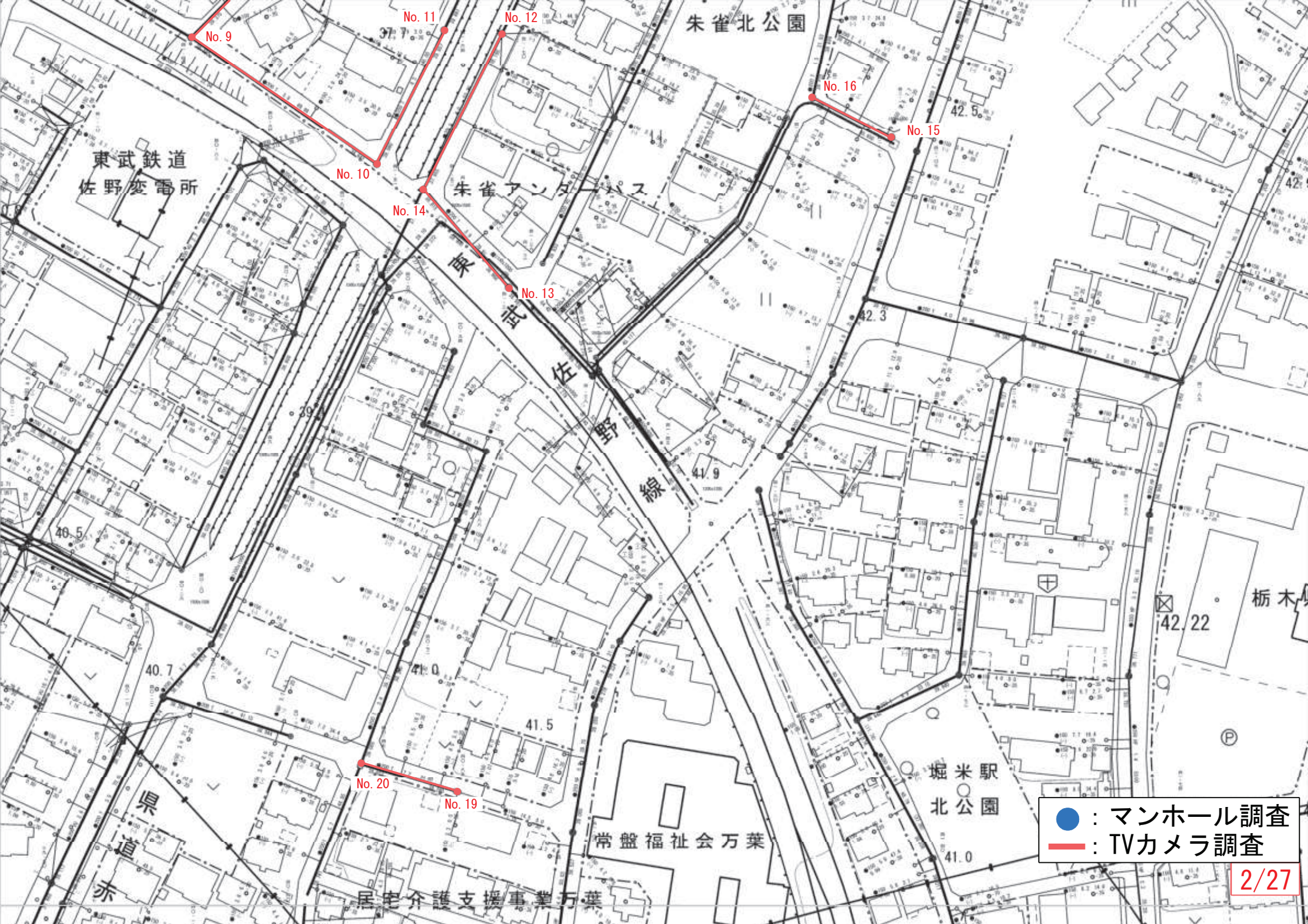
３．　その他

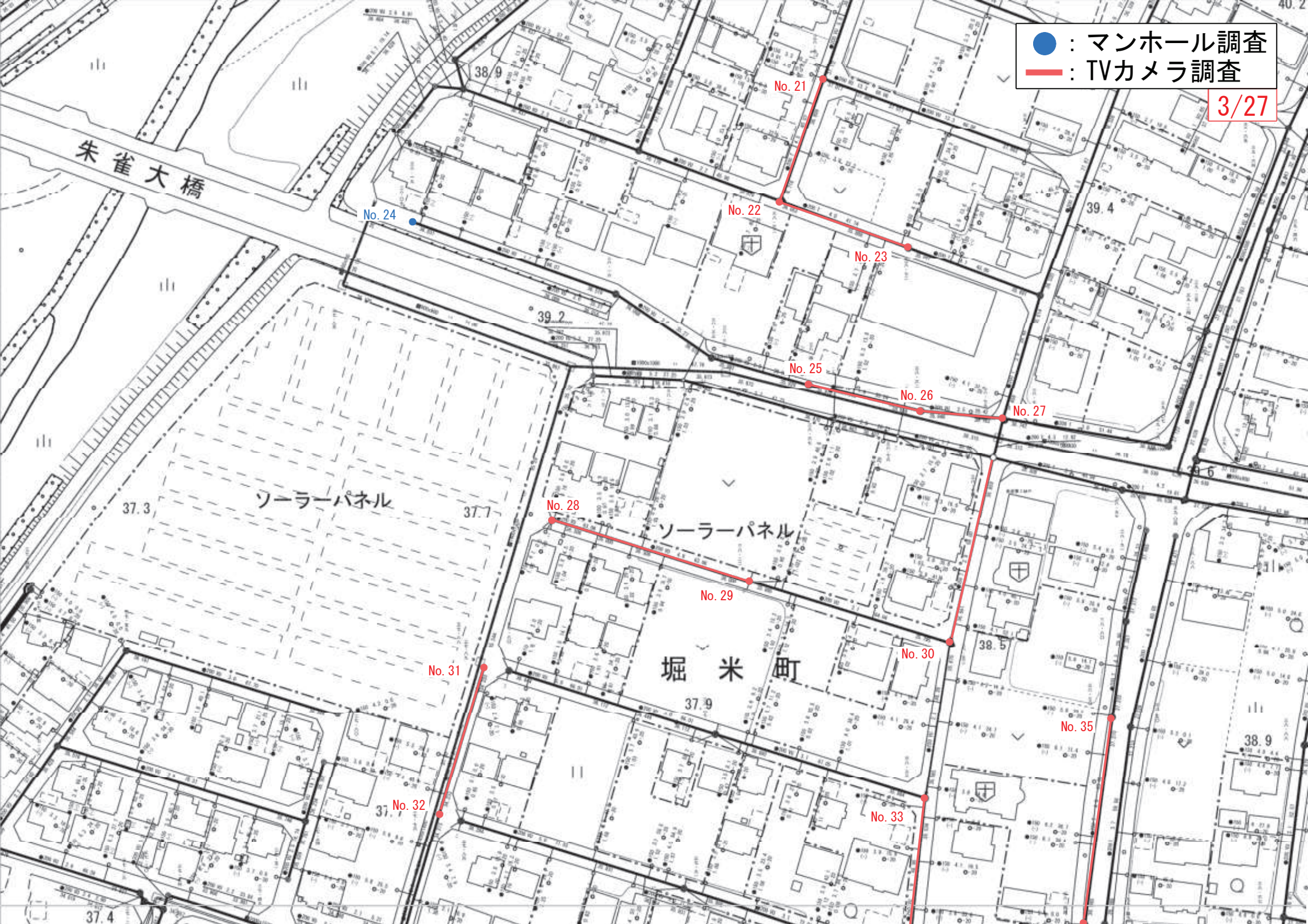
（１） 作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに監督員に報告すること。

（２） 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。

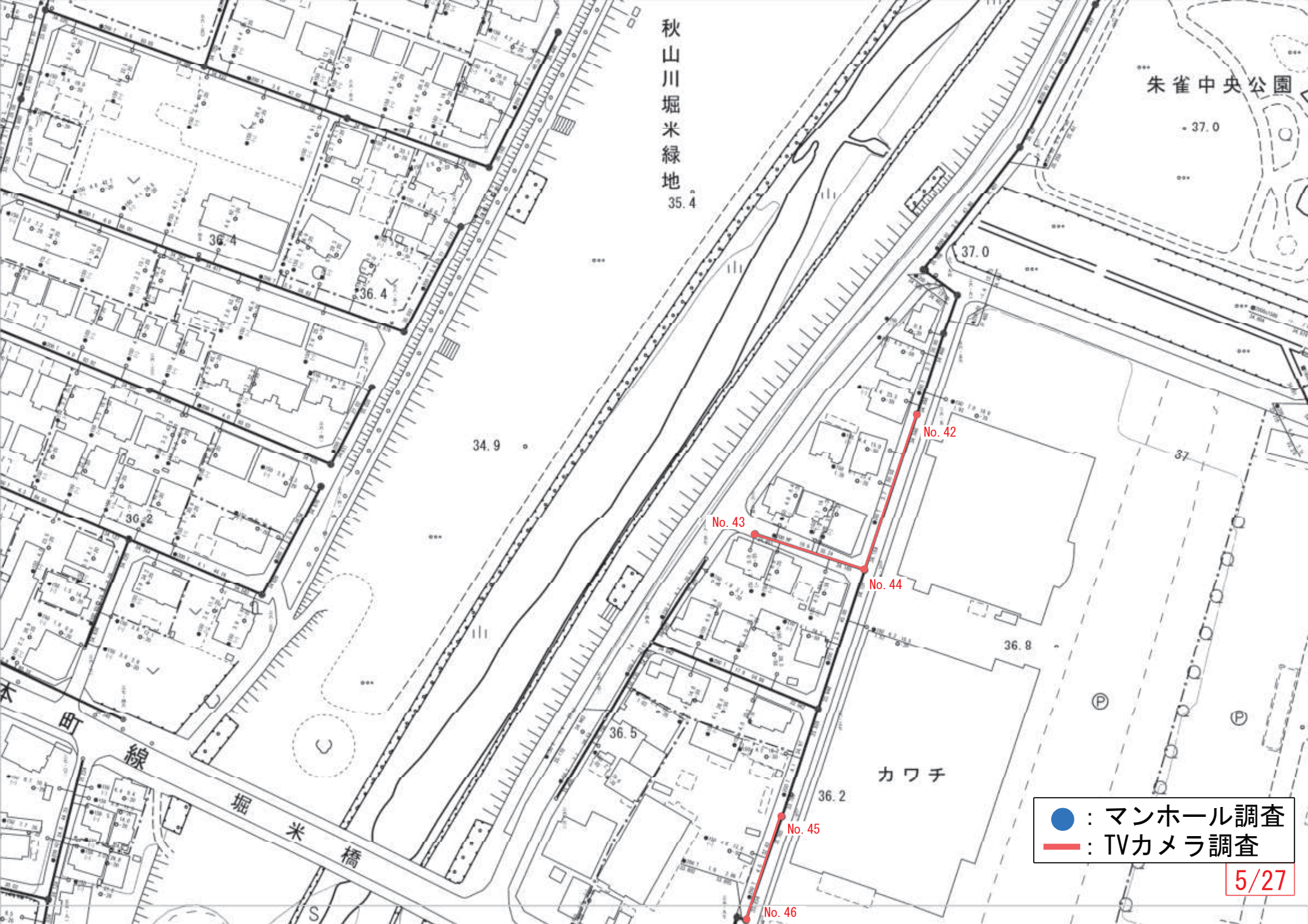
（３） その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。


No. 1
No. 2
No. 3
No. 4
No. 5
No. 6
No. 7
No. 8
No. 11
No. 12
No. 17
No. 18
下川原付
42.2
43.9
42.5
42.4
43.5
43.2
43.4
43.0
40.2
S
：マンホール調査
：TVカメラ調査
1/27


No. 9
No. 10
No. 11
No. 12
No. 13
No. 14
No. 15
No. 16
No. 19
No. 20
朱雀北公園
朱雀アンダーパス
東武鉄道
佐野変電所
東武佐野線
常盤福祉会万葉
居宅介護支援事業万葉
堀米駅
北公園
栃木県
県道
赤
42.5
42.3
41.9
41.0
41.5
40.7
40.5
42.22
：マンホール調査
：TVカメラ調査
2/27

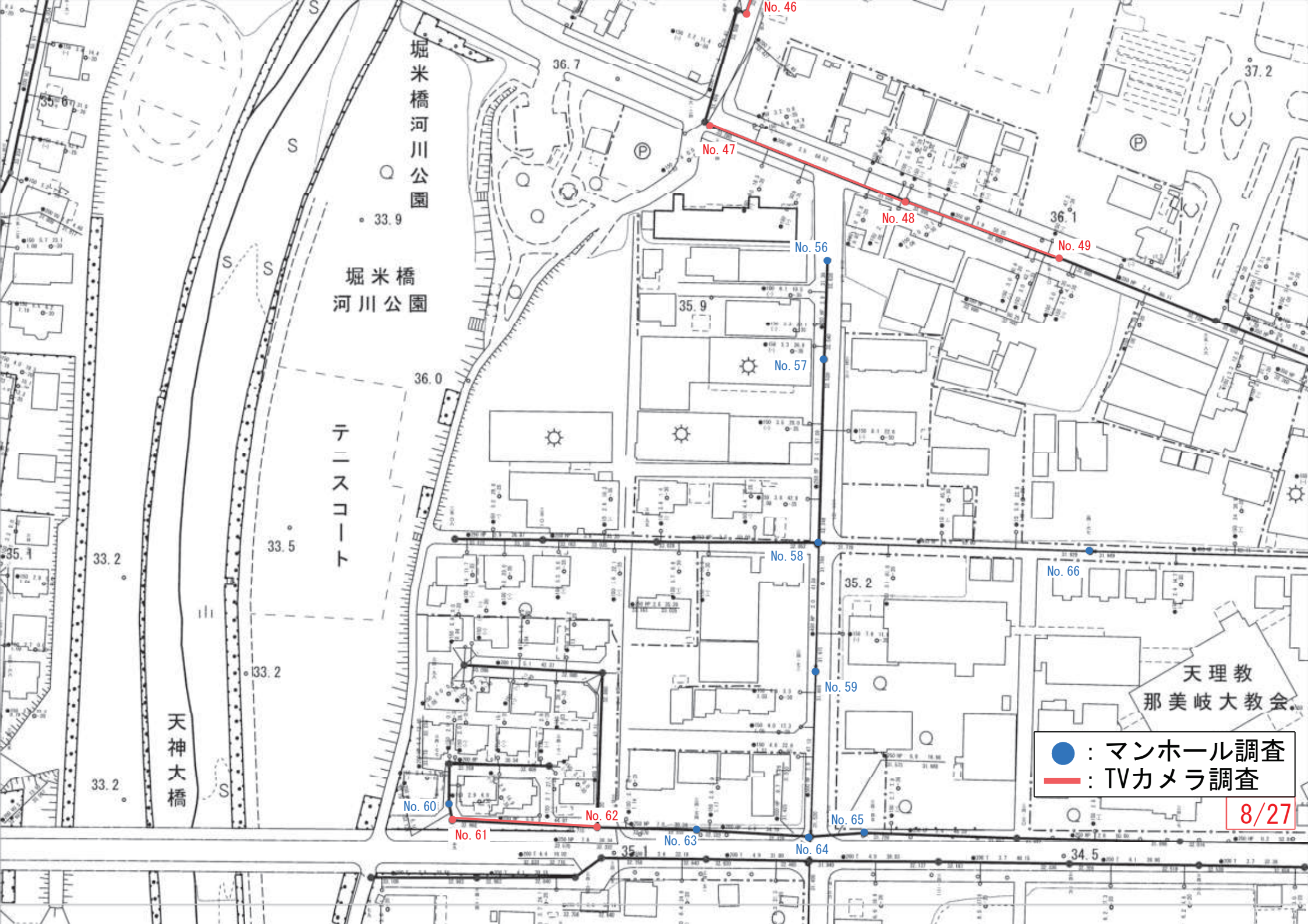

：マンホール調査
：TVカメラ調査
3/27
朱雀大橋
No. 21
No. 22
No. 23
No. 24
No. 25
No. 26
No. 27
No. 28
No. 29
No. 30
No. 31
No. 32
No. 33
No. 35
ソーラーパネル
ソーラーパネル
堀米町
38.9
39.4
39.2
37.3
37.1
37.9
38.5
38.9
37.4

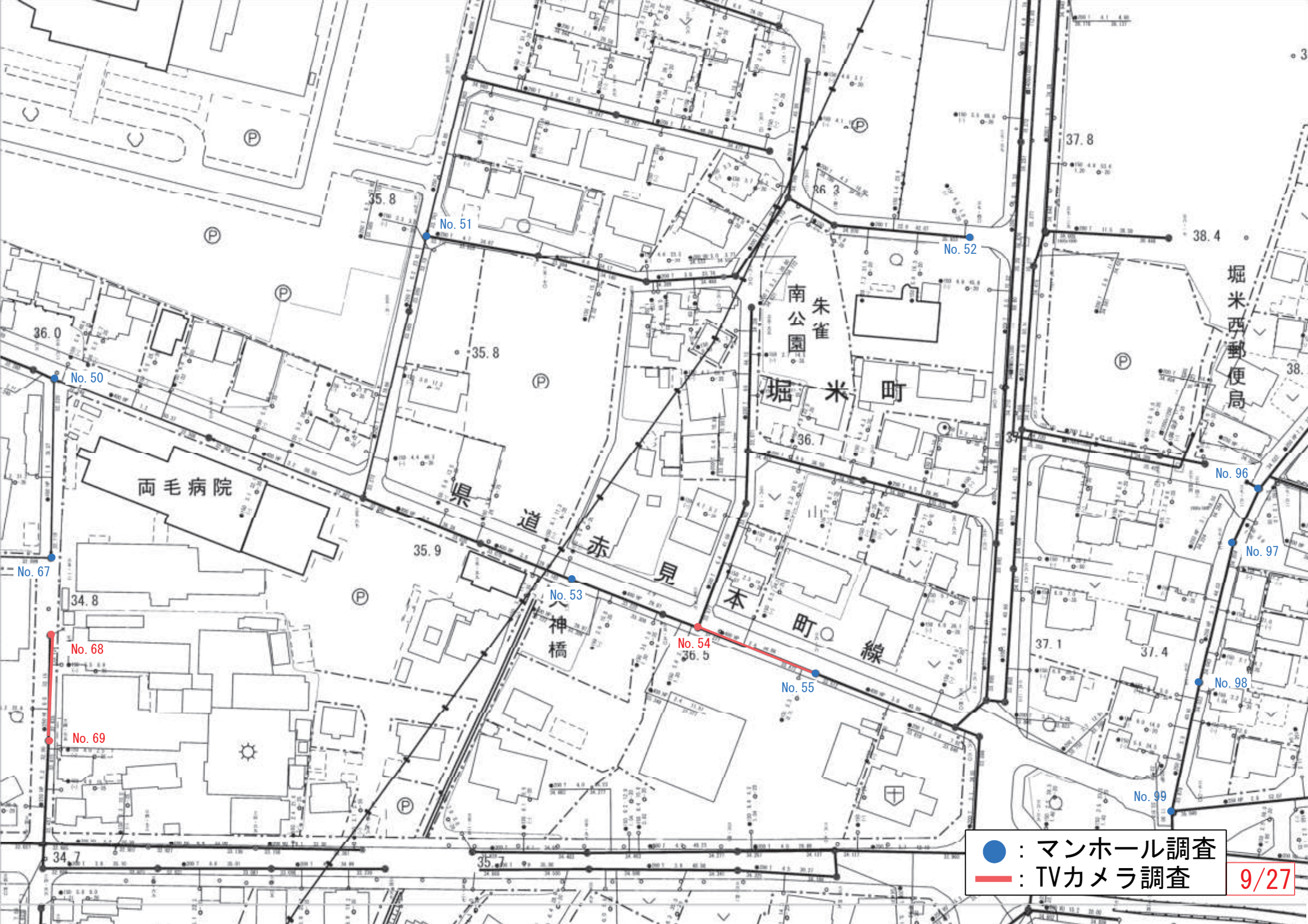

見本町線
雀宮神社
いきいきプラザ
朱雀
堀米駅
雀宮東公園
No. 71
No. 70
No. 72
No. 73
40.5
41.4
41.8
40.8
40.2
40.6
40.1
40.7
39.9
40
●：マンホール調査
—：TVカメラ調査
4/27


秋山川堀米緑地
朱雀中央公園
37.0
36.4
36.4
34.9
35.4
36.2
37
36.8
36.5
36.2
カワチ
No. 42
No. 43
No. 44
No. 45
No. 46
本町線
堀米橋
●：マンホール調査
—：TVカメラ調査
5/27


No. 34
No. 36
No. 37
No. 38
No. 39
No. 40
No. 41
佐野厚生総合病院
佐野川河川事務所
国土交通省
渡良瀬川
きんもくせい
● : マンホール調査
— : TVカメラ調査
6/27


No. 74
No. 75
No. 76
No. 77
No. 78
No. 79
No. 80
No. 81
No. 82
No. 83
No. 84
No. 85
No. 86
No. 87
No. 88
No. 89
40.0
40
39.4
39.4
39.9
38.8
38.6
38.8
39.2
69.6
県道堀米停車場線
アンドー
城北地区公民館
特別養護老人ホーム
●：マンホール調査
—：TVカメラ調査
7/27

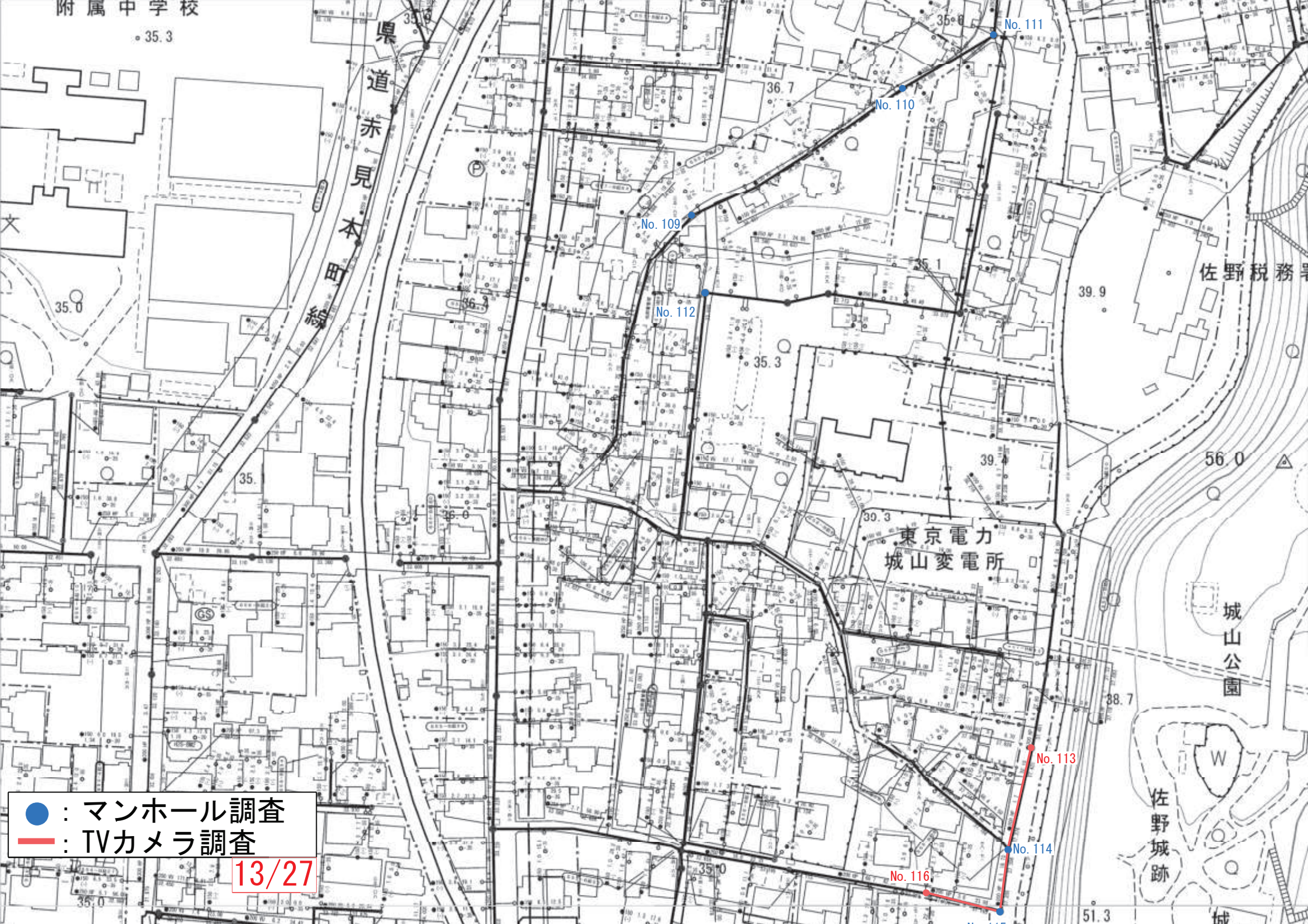

No. 46
No. 47
No. 48
No. 49
No. 56
No. 57
No. 58
No. 59
No. 60
No. 61
No. 62
No. 63
No. 64
No. 65
No. 66
堀米橋河川公園
堀米橋
河川公園
テニスコート
天神大橋
天理教
那美岐大教会
36.7
37.2
36.1
35.9
36.0
35.2
35.1
33.9
33.5
33.2
34.5
●：マンホール調査
—：TVカメラ調査
8/27


No. 50
No. 51
No. 52
No. 53
No. 54
No. 55
No. 67
No. 68
No. 69
No. 96
No. 97
No. 98
No. 99
35.8
36.0
35.9
34.8
36.5
36.7
37.8
38.4
34.7
35.7
37.1
37.4
南朱雀公園
堀米町
堀米西郵便局
両毛病院
県道赤見本町線
八神橋
：マンホール調査
：TVカメラ調査
9/27

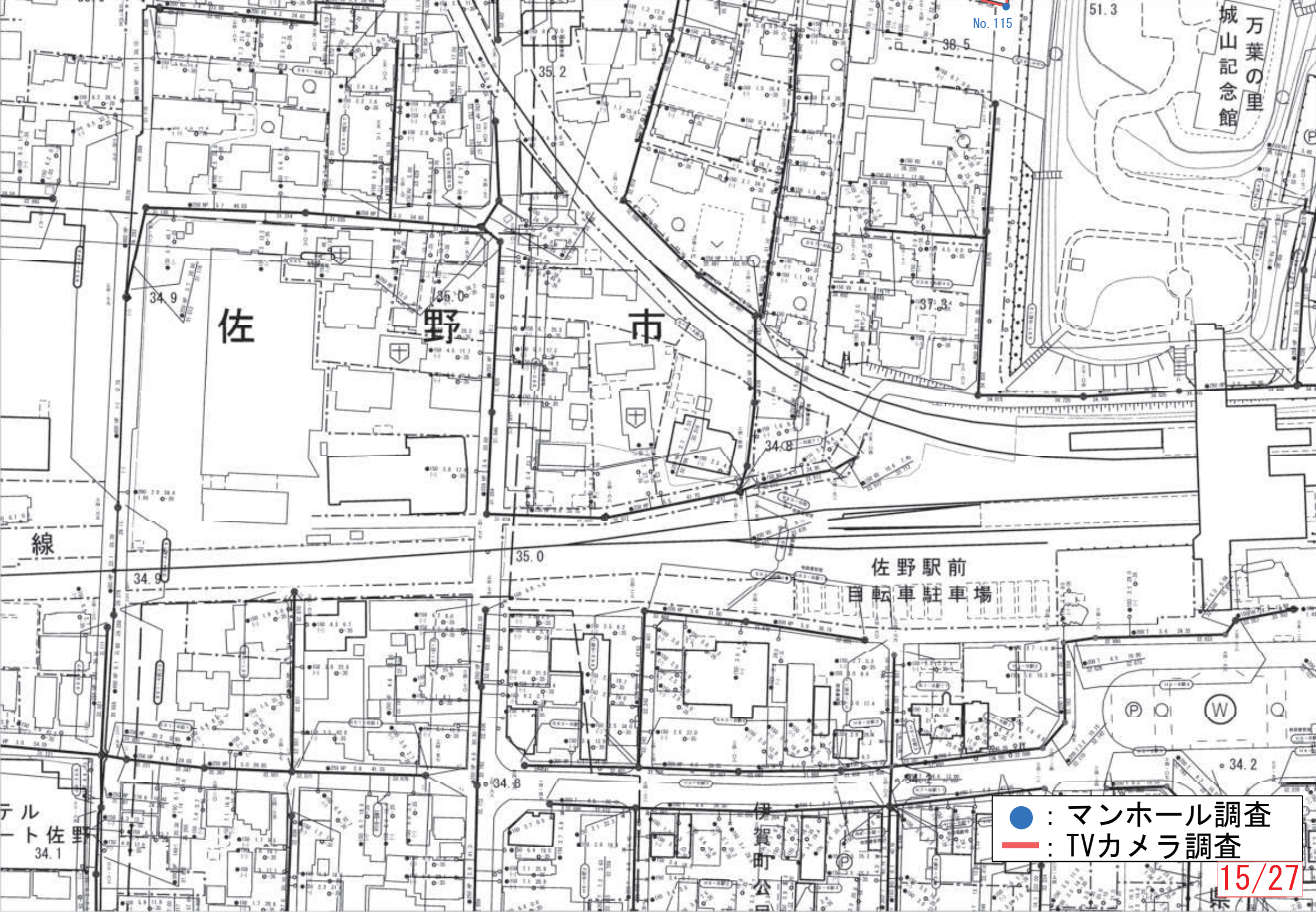

No. 90
No. 91
No. 92
No. 93
No. 94
No. 95
No. 100
正龍院
城北こどもクラブ
城北小学校
城北小学校
38.8
38.6
38.5
38.6
38.6
38.4
38.2
38.0
37.9
37.7
37.5
37.8
37.8
37.8
37.3
36.3
37.2
38.0
W
：マンホール調査
：TVカメラ調査
10/27

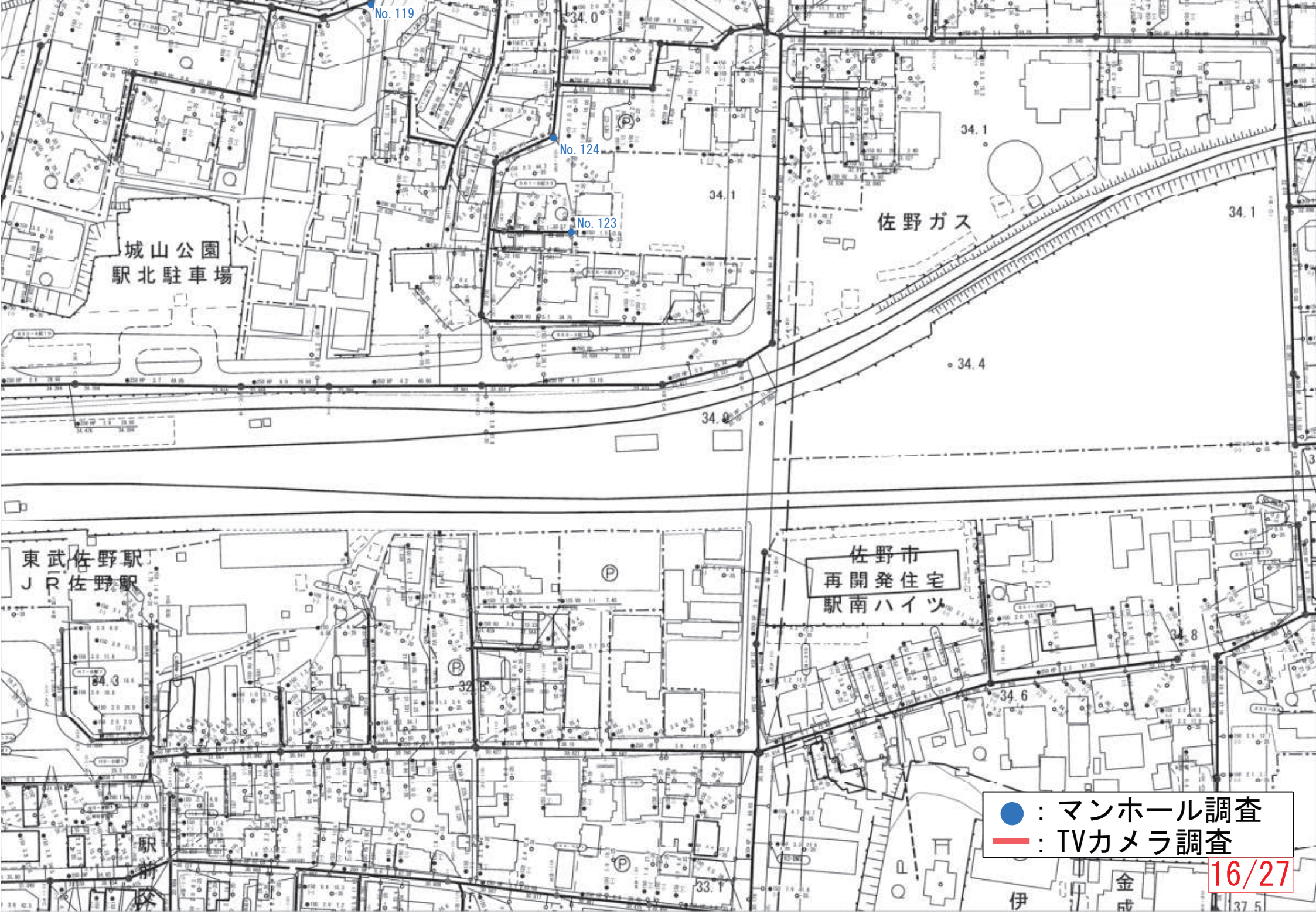

若松アンダ
東武佐野線
No. 104
No. 105
No. 106
No. 107
36.8
37.2
37.0
36.6
36.5
35.7
36.3
36.2
36.0
県立佐野高校
附属中学校
●：マンホール調査
—：TVカメラ調査
11/27


No. 101
No. 102
No. 103
No. 117
城東中学校
第２グラウンド
県道堀米停車場線
内堀米公民館
佐野市武道館
NTT－ME
NTT東日本栃木
37.8
37.9
37.0
37.5
36.5
36.2
36.4
36.7
36.6
●：マンホール調査
―：TVカメラ調査
12/27


附属中学校
県道 赤見本町線
No. 109
No. 110
No. 111
No. 112
No. 113
No. 114
No. 116
東京電力
城山変電所
佐野税務署
城山公園
佐野城跡
●：マンホール調査
—：TVカメラ調査
13/27

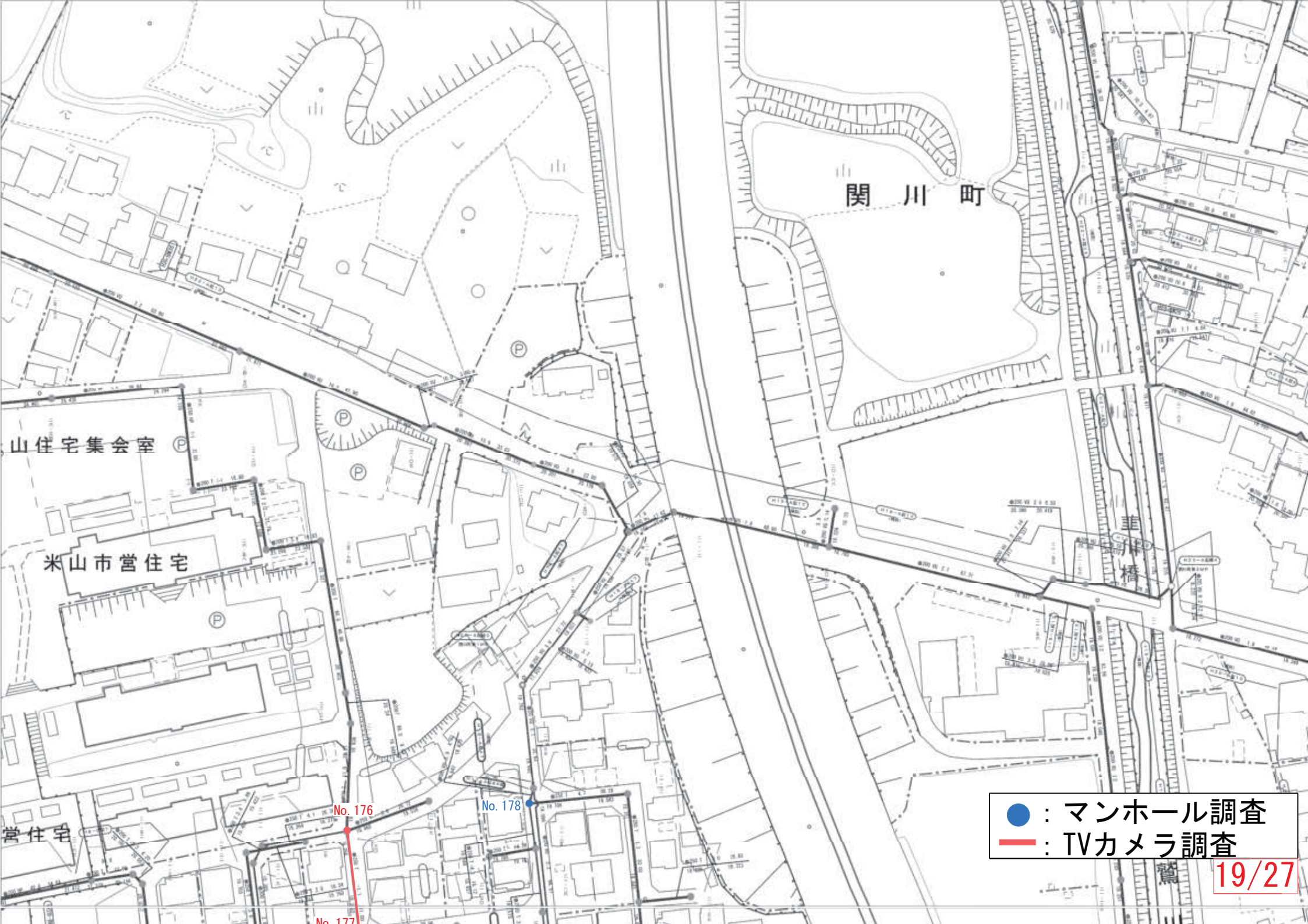

No. 108
No. 122
No. 118
No. 121
No. 120
No. 119
No. 119
城東公民館
城東中学校
若松町
35.5
35.7
42.2
41.9
34.9
41.6
41.9
34.2
34.6
41.2
41.6
34.0
36.3
34.7
：マンホール調査
：TVカメラ調査
14/27


No. 115
51.3
38.5
35.2
万葉の里
城山記念館
34.9
35.0
佐
野
市
37.3
34.8
線
35.0
34.9
佐野駅前
自転車駐車場
34.2
34.8
34.2
伊
賀
町
34.1
●：マンホール調査
—：TVカメラ調査
15/27


No. 119
No. 124
No. 123
城山公園
駅北駐車場
佐野ガス
東武佐野駅
ＪＲ佐野駅
佐野市
再開発住宅
駅南ハイツ
駅前
伊
金
成
34.0
34.1
34.4
34.3
34.6
34.8
33.1
37.5
●：マンホール調査
―：TVカメラ調査

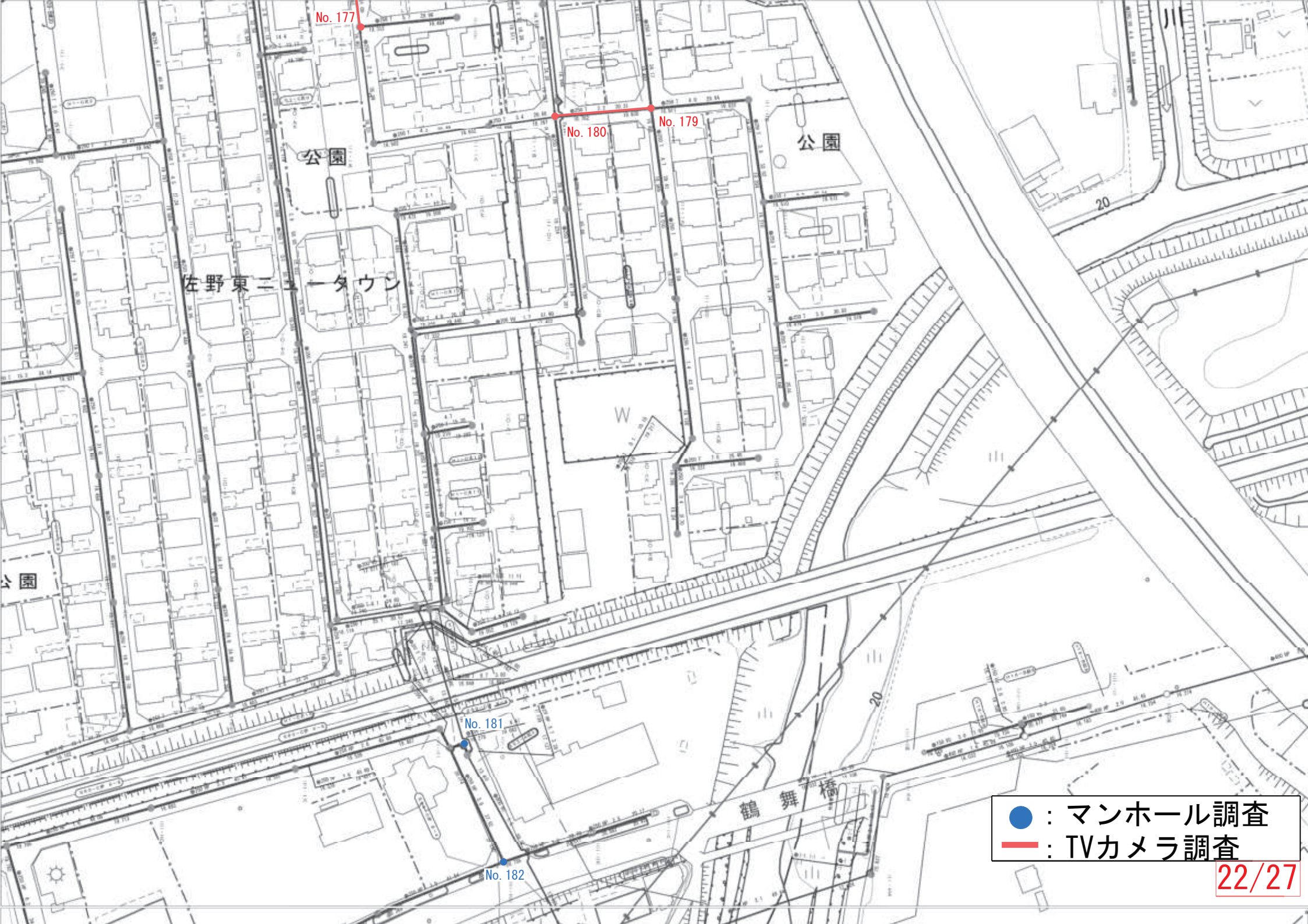

犬伏新町
新町公民館
公園
県道佐野環状線
主要地方道栃木佐野線
佐野警察署
犬伏駐在所
No. 125
28
●：マンホール調査
▬：TVカメラ調査
17/27

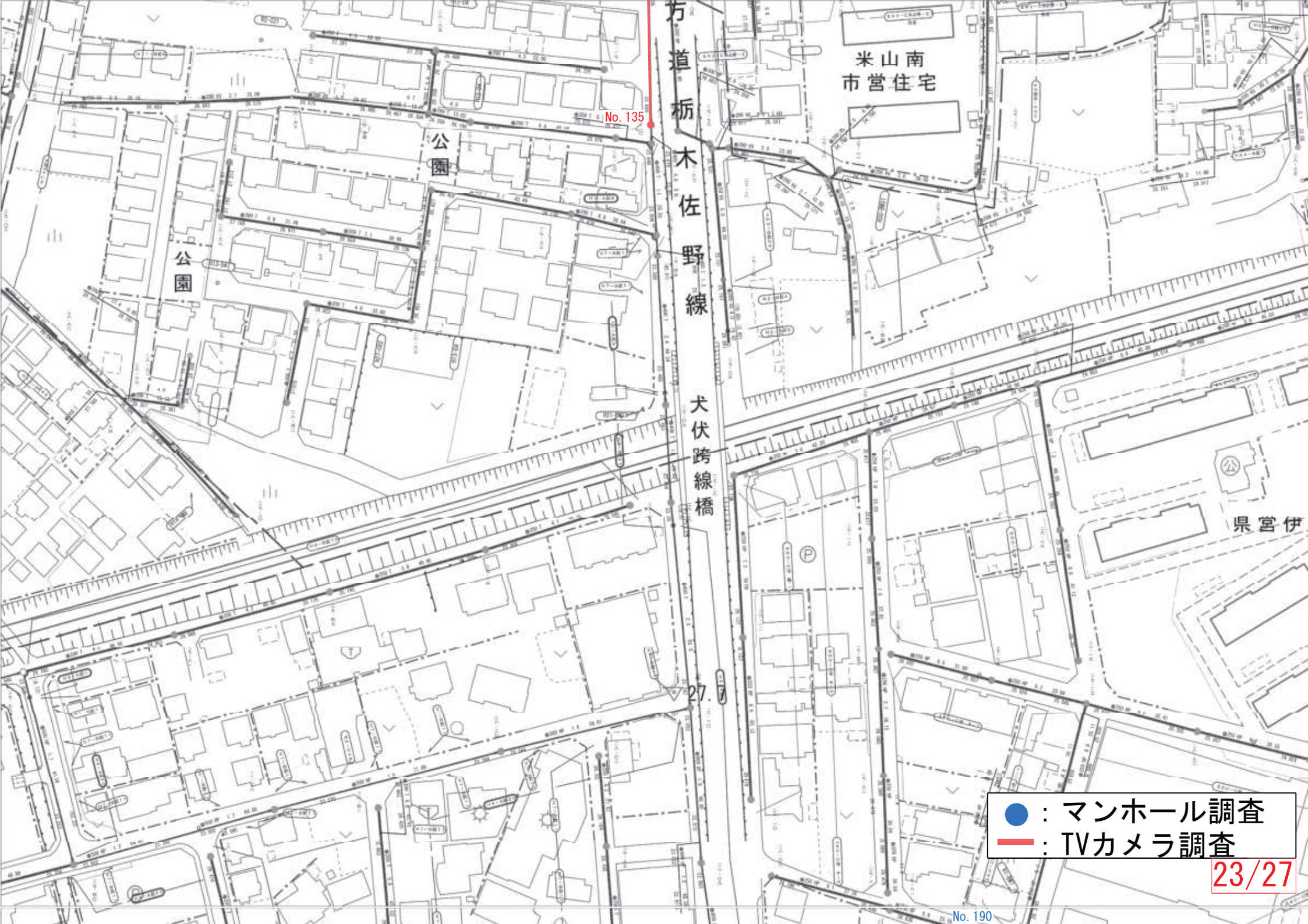

薬師堂
米山古墳
61.8
50
60
関川町
No. 167
No. 168
米山市営住宅
米山南町
No. 169
No. 170
No. 171
No. 150
よねやま保育園
No. 156
No. 157
No. 172
：マンホール調査
：TVカメラ調査

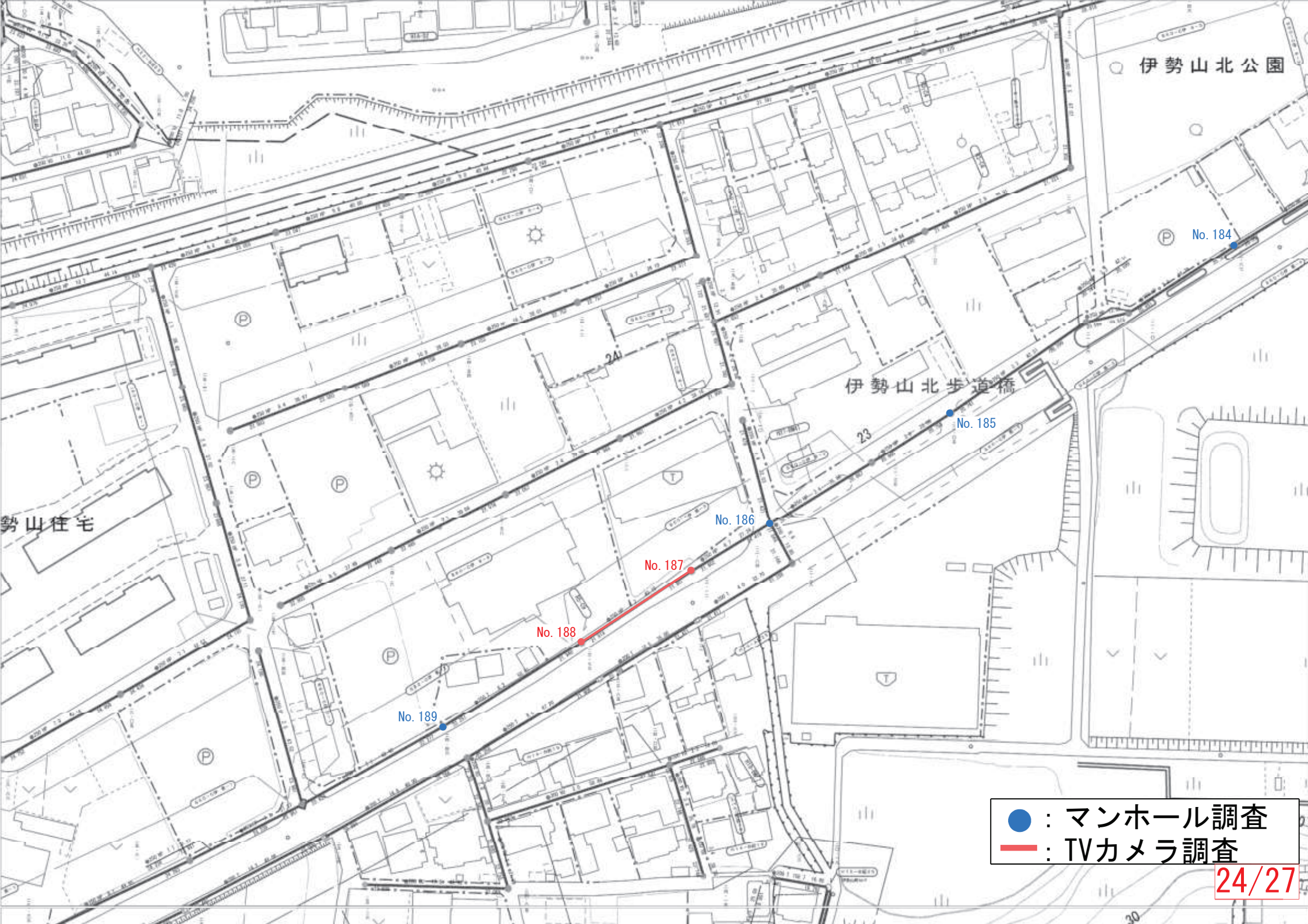

関　川　町
山住宅集会室
米山市営住宅
No. 176
No. 178
No. 177
●：マンホール調査
—：TVカメラ調査


No. 126
No. 127
No. 128
No. 129
No. 130
No. 131
No. 132
No. 133
No. 134
No. 136
No. 137
No. 138
No. 139
No. 140
No. 141
No. 142
No. 143
No. 144
No. 145
No. 146
No. 147
No. 148
No. 149
公園
犬伏新町
主要地方
●：マンホール調査
—：TVカメラ調査
20/27

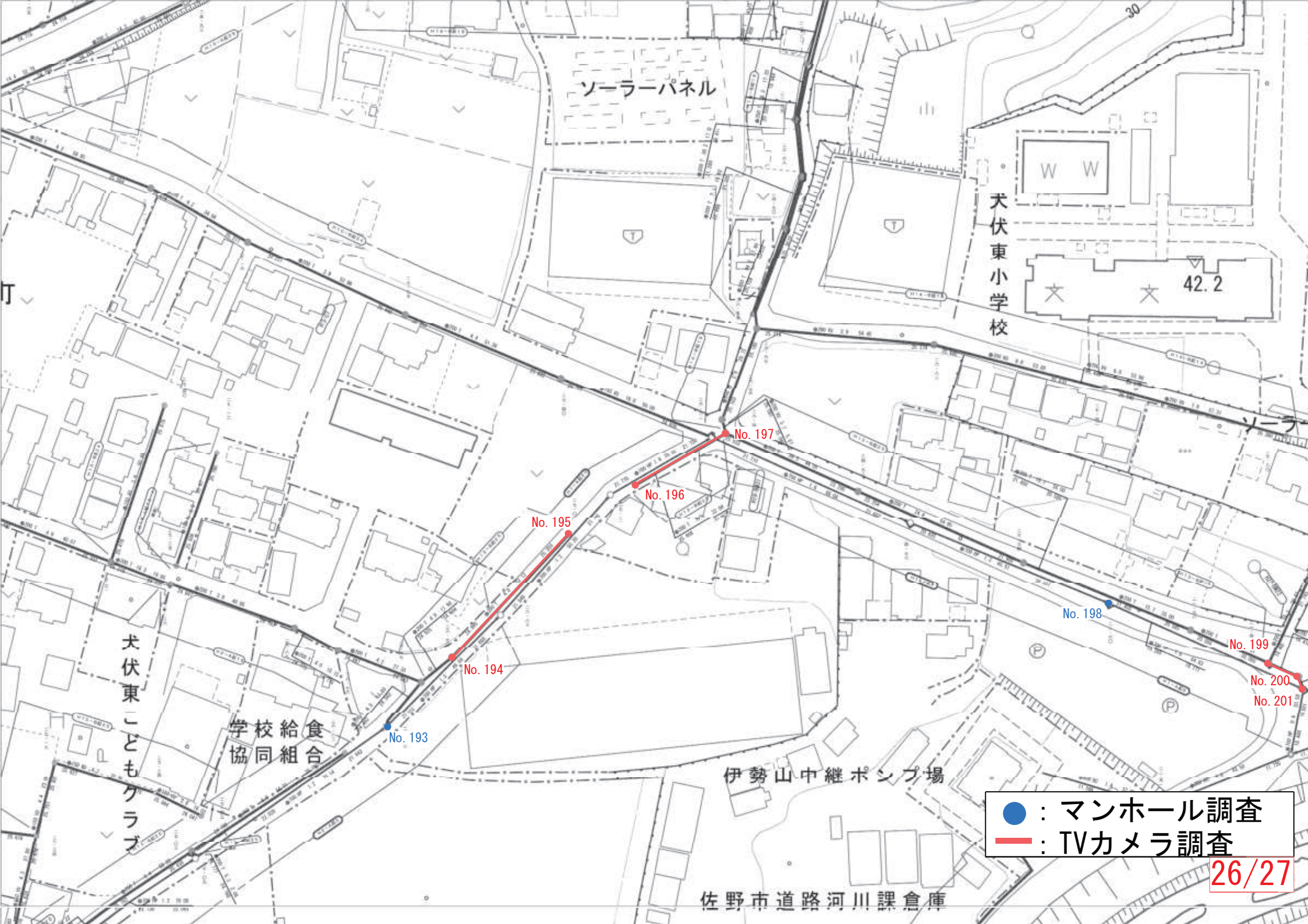

●：マンホール調査
—：TVカメラ調査
21/27
26.36
米山公園
米山南町
No. 151
No. 152
No. 153
No. 154
No. 155
No. 158
No. 159
No. 160
No. 161
No. 162
No. 163
No. 164
No. 165
No. 166
No. 173
No. 174
No. 175
No. 183
米山南町公民館
サンコーポラス
佐野米山
関川町
公園
つみだ公園

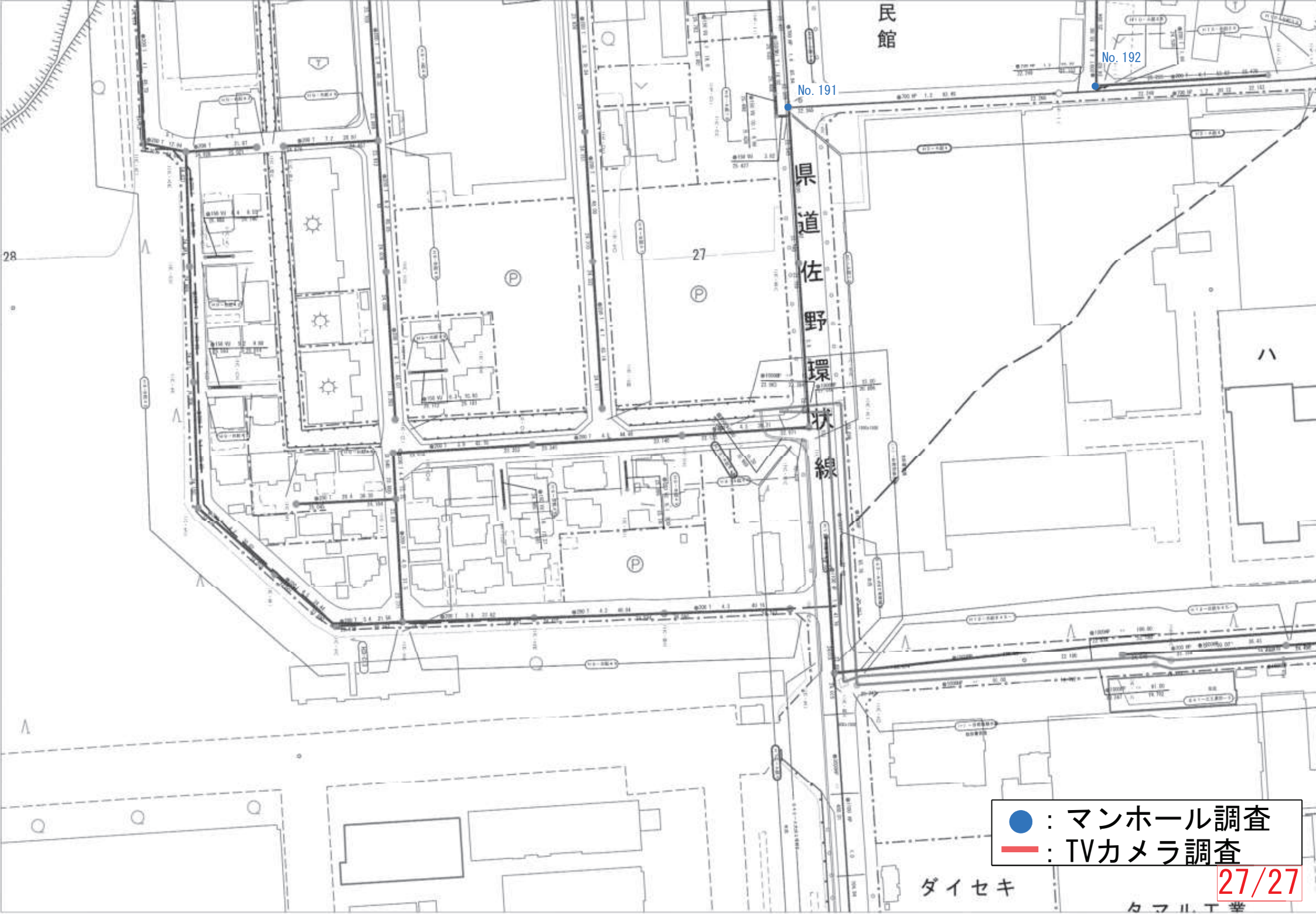

No. 177
No. 180
No. 179
No. 181
No. 182
公園
公園
公園
佐野東ニュータウン
鶴舞橋
20
20
W
●：マンホール調査
—：TVカメラ調査


No. 135
公園
公園
米山南
市営住宅
栃木佐野線
犬伏跨線橋
県営伊
No. 190
●：マンホール調査
―：TVカメラ調査


伊勢山北公園
No. 184
伊勢山北歩道橋
No. 185
No. 186
No. 187
No. 188
No. 189
勢山住宅
24
23
：マンホール調査
：TVカメラ調査


No. 190
伊勢山歩道橋
伊勢山町公民
●：マンホール調査
―：TVカメラ調査


ソーラーパネル
犬伏東小学校
42.2
No. 197
No. 196
No. 195
No. 194
No. 193
No. 198
No. 199
No. 200
No. 201
犬伏東こどもクラブ
学校給食協同組合
伊勢山中継ポンプ場
佐野市道路河川課倉庫
●：マンホール調査
―：TVカメラ調査


民館
No. 192
No. 191
県道佐野環状線
27
28
ハ
ダイセキ
●：マンホール調査
—：TVカメラ調査
27/27

TVカメラ調査

No.	上流人孔 MHNo.	下流人孔 MHNo,	上流人孔 内径(m)	下流人孔 内径(m)	管種	管径(mm)	延長 (m)	調査延長 (m)	備考
1	1	2	0.9	0.9	T	200	25.11	24.20	
2	3	4	0.9	0.9	T	200	52.04	51.10	
3	4	5	0.9	0.9	T	200	28.83	27.90	
4	5	7	0.9	0.9	T	200	14.60	13.70	
5	6	7	0.9	0.9	T	200	36.73	35.80	
6	9	8	0.9	0.9	T	200	52.99	52.00	
7	10	9	0.9	0.9	T	200	68.98	68.00	
8	11	10	0.9	0.9	T	200	46.00	45.10	
9	12	14	0.9	0.9	T	200	53.23	52.30	
10	13	14	0.9	0.9	T	200	39.91	39.00	
11	15	16	0.9	0.9	T	200	27.06	26.10	
12	17	18	0.9	0.9	T	200	44.00	43.10	
13	19	20	0.9	0.9	T	200	30.80	29.90	
14	21	22	0.9	0.9	T	200	40.07	39.10	
15	22	23	0.9	0.9	T	200	41.74	40.80	
16	25	26	0.9	0.9	VU	200	35.24	34.30	
17	26	27	0.9	0.9	VU	200	25.42	24.50	
18	28	29	0.9	0.9	VU	200	63.05	62.10	
19		30	1.2	0.9	T	250	58.00	56.90	
20	31	32	0.9	0.9	VU	200	47.12	46.20	
21	33	34	0.9	0.9	VU	250	48.95	48.00	
22	35	36	0.9	0.9	T	200	63.00	62.10	
23	36	37	0.9	0.9	T	200	72.95	72.00	
24	38	39	0.9	0.9	VU	200	37.99	37.00	
25	40	41	0.9	0.9	T	200	50.01	49.10	
26	42	44	0.9	0.9	T	200	50.05	49.10	
27	43	44	0.9	0.9	T	200	35.24	34.30	
28	45	46	0.9	0.9	T	200	32.92	32.00	
29	47	48	0.9	0.9	HP	350	64.52	63.60	
30	48	49	0.9	0.9	HP	350	50.25	49.30	
31	54	55	0.9	0.9	HP	400	38.86	37.90	
32	61	62	0.9	0.9	HP	250	44.97	44.00	
33	68	69	0.9	0.9	HP	250	32.15	31.20	
34	70	71	0.9	0.9	VU	250	24.67	23.70	
35	76	77	0.9	0.9	HP	250	42.80	41.90	
36	77	78	0.9	0.9	HP	250	35.00	34.10	
37	79	80	0.9	0.9	VU	250	30.40	29.50	
38	81	80	0.9	0.9	HP	250	8.07	7.10	
39	104	105	0.9	0.9	HP	250	56.43	55.50	
40	105	106	0.9	0.9	HP	250	49.03	48.10	
41	113	114	0.75	0.75	HP	200	32.10	31.30	
42	114	115	0.75	0.75	HP	200	18.73	17.90	
43	115	116	0.75	0.5	HP	200	23.60	22.90	
44	120	121	0.9	0.9	HP	250	26.54	25.60	
45	121	122	0.9	0.9	HP	250	24.18	23.20	
46	126	127	0.9	0.9	T	200	5.97	5.00	

No.	上流人孔 MHNo.	下流人孔 MHNo,	上流人孔 内径(m)	下流人孔 内径(m)	管種	管径(mm)	延長 (m)	調査延長 (m)	備考
47	133	134	0.9	0.9	T	400	22.01	21.1	
48	134	135	0.9	0.9	T	400	70.05	69.1	
49	137	138	0.75	0.75	VU	250	27.99	27.2	
50	138	139	0.75	0.75	VU	250	32.11	31.3	
51	142	143	0.9	0.9	T	200	35.05	34.1	
52	145	146	0.9	0.9	HP	700	24.45	23.5	
53	146	147	0.9	0.9	HP	700	49.33	48.4	
54	158	159	0.9	0.9	HP	450	51.12	50.2	
55	159	160	0.9	0.9	HP	450	30.18	29.2	
56	167	168	0.9	0.9	HP	300	33.23	32.3	
57	168	169	0.9	0.9	HP	300	35.00	34.1	
58	169	171	0.9	0.9	HP	350	35.05	34.1	
59	170	171	0.9	0.9	HP	300	40.04	39.1	
60	171	172	0.9	0.9	HP	400	31.85	30.9	
61	177	176	0.9	0.9	T	250	31.00	30.1	
62	179	180	0.9	0.9	T	250	30.31	29.4	
63	187	188	0.9	0.9	HP	250	40.10	39.2	
64	195	194	0.9	0.9	T	200	52.12	51.2	
65	196	197	0.9	0.9	T	200	32.04	31.1	
66	199	200	0.9	0.9	T	200	9.95	9.0	
67	200	201	0.9	0.9	T	200	4.01	3.1	

φ	200	1296.4
φ	250	626.0
φ	300	105.5
φ	350	147.0
φ	400	159.0
φ	450	79.4
φ	700	71.9
調査延長合計(m)		2485.2

マンホール調査

MHNo.	人孔深（m）	ﾏﾝﾎｰﾙ内径	不良内容	備考
24	1.44	φ750	浸入水	
50	3.61	φ900	ステップ腐食	
51	2.00	φ900	直壁破損	
52	1.47	φ750	管口不良	
53	2.43	φ900	インバート破損	
55	2.81	φ900	ステップ腐食	
56	3.06	φ900	ステップ腐食	
57	2.84	φ900	ステップ腐食	
58	3.26	φ900	ステップ腐食	
59	3.07	φ900	ステップ腐食	
60	1.59	φ900	斜壁破損	
63	2.22	φ900	調整部破損	
64	3.02	φ900	ステップ腐食	
65	2.76	φ900	調整部破損	
66	2.74	φ900	ステップ腐食	
67	3.02	φ900	ステップ腐食	
72	1.79	特殊人孔(長方形)	直壁破損	
73	1.81	特殊人孔(長方形)	調整部破損	
74	1.94	特殊人孔(長方形)	ステップ腐食	
75	2.00	特殊人孔(長方形)	調整部破損	
76	3.45	φ900	ステップ腐食	
77	3.38	φ900	ステップ腐食	
78	3.27	φ900	ステップ腐食	
80	3.40	φ900	ステップ腐食	
82	2.59	φ900	直壁破損	
83	1.83	φ900	斜壁破損	
84	1.62	φ900	斜壁破損	
85	1.51	φ900	ステップ腐食	
86	1.63	特殊人孔(長方形)	調整部破損	
87	3.45	φ900	ステップ腐食	
88	3.36	φ900	ステップ腐食	
89	3.21	φ900	ステップ腐食	
90	3.21	φ900	ステップ腐食	
91	3.22	φ900	ステップ腐食	
92	3.20	φ900	ステップ腐食	
93	3.22	φ900	ステップ腐食	
94	3.14	φ900	ステップ腐食	
95	3.10	φ900	ステップ腐食	
96	3.34	φ900	斜壁破損	
97	3.27	φ900	ステップ腐食	
98	3.23	φ900	斜壁破損	
99	3.14	φ900	斜壁破損	
100	1.50	φ900	目地不良	

マンホール調査

MHNo.	人孔深（m）	ﾏﾝﾎｰﾙ内径	不良内容	備考
101	1.53	φ750	ステップ腐食	
102	1.82	φ750	ステップ腐食	
103	2.17	φ750	直壁破損	
107	2.17	φ750	直壁はそ	
108	2.10	φ900	管口不良	
109	1.42	φ750	インバート破損	
110	1.82	φ750	直壁破損	
111	1.22	φ900	直壁破損	
112	2.07	φ900	直壁破損	
114	1.25	φ750	直壁腐食	
115	1.33	φ750	直壁腐食	
117	1.85	φ750	直壁浸入水	
118	0.99	φ750	直壁腐食	
119	1.99	φ900	管口不良	
123	1.17	φ750	直壁破損	
124	1.69	φ900	斜壁破損	
125	3.20	φ900	浸入水	
128	2.55	φ900	ステップ腐食	
129	2.81	φ900	直壁破損	
130	2.35	φ900	ステップ腐食	
131	1.61	φ900	ステップ腐食	
132	1.50	φ900	ステップ腐食	
136	1.37	φ900	ステップ腐食	
140	1.53	φ750	浸入水	
141	1.82	φ900	ステップ腐食	
144	2.39	φ900	インバート破損	
146	2.52	φ1200	浸入水	
147	2.48	φ1500	浸入水	
148	2.18	φ900	ステップ腐食	
149	2.25	φ900	ステップ腐食	
150	2.34	φ900	ステップ腐食	
151	1.92	φ900	ステップ腐食	
152	1.99	φ900	ステップ腐食	
153	2.09	φ900	ステップ腐食	
154	1.96	φ900	ステップ腐食	
155	2.45	φ1500	ステップ腐食	
156	1.65	φ900	ステップ腐食	
157	1.74	φ900	ステップ腐食	
158	1.86	φ900	ステップ腐食	
161	1.78	φ900	ステップ腐食	
162	2.21	φ1200	ステップ腐食	
163	2.40	φ900	ステップ腐食	
164	2.79	φ1500	ステップ腐食	

マンホール調査

MHNo.	人孔深（m）	ﾏﾝﾎｰﾙ内径	不良内容	備考
165	2.07	φ900	管口不良	
166	2.82	φ1200	ステップ腐食	
167	1.33	φ900	斜壁破損	
169	1.64	φ900	斜壁破損	
172	2.01	φ900	ステップ腐食	
173	2.24	φ900	目地不良	
174	2.21	φ900	ステップ腐食	
175	1.73	φ900	斜壁破損	
178	1.78	φ900	管口不良	
181	4.92	φ900	斜壁破損	
182	2.11	φ900	斜壁破損	
183	2.42	φ900	調整部破損	
184	1.52	φ900	斜壁破損	
185	1.31	φ900	斜壁破損	
186	1.84	φ900	斜壁破損	
189	2.21	φ900	斜壁破損	
190	1.55	φ900	斜壁破損	
191	4.57	φ1500	斜壁破損	
192	2.29	φ900	管口不良	
193	4.90	φ900	斜壁破損	
198	3.30	φ900	浸入水	

調査箇所数　　107箇所

管渠清掃及び管路調査延長計算書

管径別調査延長L（m）		土砂堆積率（%）	閉塞断面積A（×10^{-2}m2）	汚泥処分量 A×L×0.75（m3）	
φ200	1,296.4	1	0.059	0.57	
φ250	626.0	1	0.092	0.43	
φ300	105.5	1	0.132	0.10	
φ350	147.0	1	0.180	0.19	
φ400	159.0	1	0.235	0.28	
φ450	79.4	1	0.297	0.17	
φ700	71.9	1	0.719	0.38	
φ200～φ700合計	2,485.2			2	

参 考 資 料

（総括情報表）

事務所	04　佐野市	
設計書名	実施設計書　　当初	
変更回数	0	
適用単価区分	1　実施単価	
適用単価地区	91 安足土木管内①（旧佐野）	
単価適用日	0-081010(0)	
諸経費体系	1　一般公共	
ファイル名	公共下水道ストックマネジメント管路施設調査業務委託	
	当 世 代	前 世 代
前払率	0	
工種	管路清掃工、管路調査工（下水道）	
イメージアップ	00　計上しない	
市街地補正区分	11　市街地	
交通規制区分	02　一般交通影響あり（２）	
ゼロ責務工事に係る補正	01　補正なし	
週休二日補正区分	01　補正なし	
契約保証方法	03　補正なし	
消費税等の率	06　10%適用	

この「参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第一条にいう設計図書ではない。